

10/1(木)
から

戸別受信機の無償貸与の対象者を拡大します

問 総務課 地域防災係 ⑩番窓口 TEL 64-1108

防災行政無線の放送を聞くことができる「戸別受信機」について、無償貸与の対象世帯を次のとおり拡大します。

随時申請を受け付けていますので、貸与を希望される方は、お問い合わせください。



貸与の条件

次の①～③すべてに該当し、かつ④～⑩のいずれかに該当する世帯が対象となります。

※世帯員全員が 75 歳以上である必要がなくなりました。

全てに該当

- ①湯浅町に住所を有し、居住している世帯
- ②ゆあさポートをダウンロードできない方がいる世帯
- ③町税等を滞納していない世帯



ゆあさポートで「いつでも」「どこでも」
防災情報を確認できます！

二次元コードを読み取って
今すぐダウンロード！



ガラケーを
お使いの方
register@k.
yuasa.mate.
ne.jp
に空メールを送ると
登録されます。

いずれかに該当

- ④申請日の属する年度の年度末において、75 歳に到達する方が含まれる世帯
- ⑤要支援または要介護に認定されている方がいる世帯
- ⑥身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑦療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑧精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方がいる世帯
- ⑨特定医療費（指定難病等）受給者証の交付を受けている方がいる世帯
- ⑩小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方がいる世帯



災害時協力井戸の 登録にご協力 ください

災害時協力井戸



※数料まではありません。

湯浅町

問 水道事務所 TEL 62-4171

問 総務課 地域防災係 ⑩番窓口 TEL 64-1108

大規模災害時に生活用水を確保するための井戸「災害時協力井戸」を募集しています。

災害時協力井戸とは

災害時、水道が使えなくなった場合にご近所に生活用水（飲用を除く）として提供していただくことを目的とした井戸のことです。生活用水としてご使用の井戸をお持ちの方で、趣旨にご賛同いただける方は、ご登録をお願いします。

障がい者等利用駐車場の適正利用のために

問 健康福祉課 福祉係 ⑩番窓口 TEL 64-1120

障がい者等利用駐車場区画は、身体に障がい（視覚障がい・肢体不自由・心臓や腎臓などの内部障がい）のある方や、妊産婦、高齢者、病気やけが等で歩行が困難な方が、車の乗り降りをしやすいように配慮された駐車スペースです。

思いやりの気持ちでマナーを守り、適正に駐車場を利用しましょう。

